				貝
第	2 0	号議案	埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例	88
第	2 1	号議案	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	91
第	2 2	号議案	埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例	92
第	2 3	号議案	埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例	95
第	2 4	号議案	埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例	96
第	2 5	号議案	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	97
第	2 6	号議案	埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	106
第	2 7	号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	107
第	2 8	号議案	埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例	109
第	2 9	号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	110

#### 第二十号議

埼玉 県公共施設長寿命化 等 推 進基金 条 例

(設置)

第 埼玉県公共施設長寿 一条 公共施 設 等  $\mathcal{O}$ 命 長 化等 寿 命 推進 化 等 の計 基 金 画 (以 下 的 な 推進に要する経費 「基金」 と いう。  $\mathcal{O}$ 財源に充てる を設置する。 ため、

(積立て)

第二条 算で定める額とする 基金とし 7 積み 立てる額 は、 当該 積 立てをする年 度  $\mathcal{O}$ 般会計 歳 入 歳出 子

(管理)

第三条 り保管し 基金に なけ 属 する れ ば な 現 6 金 な は 融 機 関  $\sim$ 0 預金そ  $\mathcal{O}$ 他 最 ŧ 確 実 カュ 0 有 利 な方法

2 が できる。 基金に属する現金は、 必要に 応 最 Ł 確 実 か 0 有 利 な 有 価 証 一券に 代 え ること

(運用益金  $\mathcal{O}$ 処 理

第

四条 基 金  $_{\mathcal{O}}$ 運用から生ずる収 益 は、 般会計歳 入 歳 出 予算に計 上 L て、 0

金に編入するも のとする。

(処分)

第五条 てる場合に限 基金は、 り、 公共施設等 これを処分することが  $\mathcal{O}$ 長寿 命 化等 できる  $\mathcal{O}$ 計 画 的 な 推 進 に要す る経 費  $\mathcal{O}$ 財 源 に 充

(委任)

六条  $\mathcal{O}$ 条 例 に 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カュ 基 金  $\mathcal{O}$ 管 理 に 関 必 要な 事 項 は、 知 事 が 定

める。

則

(施行 期日)

1 この 条例は、 平 成二十 九 年 兀 月 \_ 日 カコ ら施行、 す る。

( 埼 玉 県社会福 祉施設整備 基金条例  $\mathcal{O}$ 廃 止

2 廃止する。 埼玉 県社会福 祉施設整備基金条例 (昭 和 兀 十三年埼 玉県条例第四

(経過措 置)

3 なす。 する現金及び この 条例  $\mathcal{O}$ 有価証 施行  $\mathcal{O}$ 券 際 は、 現 に 前  $\mathcal{O}$ 項 条  $\mathcal{O}$ 例 条 例 基 に づ 基 づ 基 金 埼 玉 県 属 す 社 会福 る 現 金 祉 施 及 び 設 整 有 価証 備基 一券とみ 金 に

埼 玉 県 知 事

上

田

清

司

案 理 由

公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉

県公共施設長寿命化等推進基金を設置したいので、この案を提出するものである。

提

第二十一号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号) の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項第九号中 「二千三百六十三人」を 「二千四百 人 に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事

上

田清

司

案 理 由

提

定数を改定したいので、この案を提出するものである。 埼玉県立循環器· 呼吸器病セ ンタ ーの診療体制 の充実等に対処するため、 職員の

### 第二十二号議案

玉 個 人 情報 保 護条 例 及 び 埼 玉 県 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る 条 例

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

一条 0 よう 改 玉 一県個 正 する 人情 報 保 護 条 例 平 成 + 六 年 埼 玉 県 条 例 第 六 +Ŧī. 号  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 次

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

号 定  $\mathcal{O}$ ŋ  $\mathcal{O}$ 第二条第二項 特定の 個人を ず れ カュ 個 識 に該当す 別することが 人を識別 中 当 る 該 することができることとなる t 情 報 の」に改め、 できるも に · 含 ま  $\mathcal{O}$ れ る氏 他 同 項に次 の情報 名、 生年月  $\mathcal{O}$ と照合することが 各号を ŧ  $\mathcal{O}$ 日 を含 そ 加える。  $\mathcal{O}$ む 他  $\mathcal{O}$ 記 述等に でき、 を 次 それ ょ  $\mathcal{O}$ n

二項、 とが は 電 識 |磁的 識 認 当 別 は することが で 別 記 識 該 情 符号を除 第二十五条第一項及び第六十八条におい 記 きるも 録され、又は音声、動作その することができな 録 報 に含ま (電磁的  $\mathcal{O}$ < できることとなるもの 他 れ ) を る氏 方式  $\mathcal{O}$ 情報と照合することができ、 名、 いう。 11 (電子的方式、 方式を 生年月日そ 以 下 いう。 他の 同じ。 を含む。 方法を用  $\overline{\phantom{a}}$ 磁気的·  $\mathcal{O}$ で作ら  $\smile$ 他 により特定の個人を識別する  $\mathcal{O}$ 方式そ 記 て同じ。) V 述 れ て表された る記録をい 等 それにより特定の の他人の (文書、 に記 \_\_ . う。 載され、 切の 知 义 覚に 画 第六条第 若 事項 個 ょ 若 0 < (個 7 は

# 二 個人識別符号が含まれるもの

を加  $\mathcal{O}$ 下 第二条中第 え、 第三項を に これ 同 項 第五 を 八 項 同 6 項と を第十項 条  $\mathcal{O}$ 第 規 定を番号 八項とし、 第二項 E し 法 の次に 同条中 第二十六条に 第 七 項 次 第 を 第 の二項を加 五項を第七 九 お 項 1 と 7 項とし、 える。 準 同条第 用 する場合を含む 六 第 項 兀 項 中 を第六 「第二項」 項

- 3 十五 こ の 年法 条例 律第五十 に お V て -七号) 「個人識 第二条第二項に規定する 别 符号」 とは、 個 人情 報 個 の保護に関 人識別符号をい する . う。 法 伞
- 4 て規則 偏見その 0) 条例に  $\overline{\phantom{a}}$ 又 罪 で定 は実 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 経歴、 施機 8 おい 不 利 る記述等が 関 益 て が生じ 「要配 (知事を除 罪により害を被った事実その 含まれ 慮個人情報」 ないようにその取扱 る個  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 人情報をい とは、 規則その 本 1 人の 他 に う 他本 特  $\mathcal{O}$ 人種、 に配 規 人に 程 慮を要するものと 以 対する不当な差別 信条、 下 社会的身 「規則等」 分、

第三条中「(平成十五年法律第五十七号)」を削る。

第四条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

ことが でき 条第 な 二項 V 方 中 式 で作 電 子的 6 方 n 式 る 記 磁 録 気的 (第二十五条第 方式そ  $\mathcal{O}$ 他 \_\_\_ 人 項  $\mathcal{O}$ 及 知 覚 び 第六 に ょ + 0 八 て 条に は 認 識 お す 11 7 る

磁 的 11 う。 磁 的 記 に 改  $\otimes$ 

想 情 信 七 教 及 を び 見 信条に 出 要配 しを 関 慮 する 個 (要配 人 情 個 報 人 情 個 に 報 改め 並 情 び 報 る に  $\mathcal{O}$ 社 取 会 扱 的 11 差  $\mathcal{O}$ 別 制 限  $\mathcal{O}$ 原 大 لح に な 改 る  $\emptyset$ お そ 同 れ 条 中  $\mathcal{O}$ あ 「思 る

九 条第一 項 中 き 損」 を「 毀 損」 に 改  $\otimes$ 

第十 三条第一 項 第 Ŧī. 号  $\mathcal{O}$ 次 E 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え

五. の 二 記 録 情 報 に 要配 慮個 人情 報 が 含 ま れ るとき は その

規 規程 を 第十七 則 第二条第 第 十三条第一 以 下 条第三号中 改 正 は 七 規規 項 に 第二号」 項 より に 則 改 第十 等 8 含 · 号 中 と む。 を 11 項第五号の二に 至 う。 「第二条第九 「規  $\overline{\phantom{a}}$ った」  $\overline{\phantom{a}}$ 則  $\mathcal{O}$ \_ 又は実施機関 下  $\mathcal{O}$ を に 下 「規則等 「若し 掲 に 項第二号」 げ 「とき、 る事項に <  $\overline{\phantom{a}}$ (知事 は に 個 に改 改 又 人識 め、 · を 除 は 変更があ め、 第二 別 同条第二項第十 符号 同条第三項 条 第 0 が た 兀  $\mathcal{O}$ 含まれ 項 規 を加 に規 則 中 そ る 「又は」 定す える。 \_\_  $\mathcal{O}$ ŧ 他  $\mathcal{O}$ 

+ 八 条第二 項 中  $\neg$ 記 述等」  $\mathcal{O}$ 下 に 及 び 個 人 識 别 符 号」 を 加 え る を

加え

定 お を する条例 11 7  $\overline{+}$ 準 号 用 法 Ŧī. 条中 事 す 務 る に 場合 又 改 関 係 8 を 情 は 含 情 報照会者 「第二項」 む。 報提供者」を  $\overline{\phantom{a}}$ \_ 若 を加え の 下 に < は 若 条  $\neg$ 例 L  $\widehat{\mathcal{L}}$ 事 < 務 は れ 情報 関 5 係  $\mathcal{O}$ 情 提 規定を番号法第二十六条に 報提供 供者又 は 者」 同条第八 に、 同 号 法 規

第三十 六 条 第 項 第 一号中 「第二十八 条」 を 「第二十九 条」 に改  $\emptyset$ 

所 お 管 第 大 五 て 臣 保 同 +じ 又 は 委 金 員 を 中 削 融 会 庁 第二条第三項」  $\mathcal{O}$ り、 長 権 官に 限 「第 及 五. 委任された」 び +同 法 を 第 四十 「第二条第五項」 を 「第七 に改め ·四条第 十七 る。 項 又 条\_ に改 は に、 第 兀  $\otimes$ 主 項  $\mathcal{O}$ 一務大 規 定 臣 に 五.  $\mathcal{O}$ 十三条 ょ り

五. 十三条 カュ ら第 五. +八 、条ま いでを次  $\mathcal{O}$ ように 改  $\emptyset$ る

五. + カュ 5 第五 +八条 まで 削 除

理 に 条 8  $\mathcal{O}$ 見 出 を  $\neg$ 実 施 機 関 お け る 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 11 関 す る 苦 処

\_

+六 条 中 第二 条第 七 項 第 号 を 第二条第 九 項 第 号 に 改  $\Diamond$ 

る

绮 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部改正

うに 改 正 す 玉 県情 報 公 開 条 例 伞 成 +年 埼 玉 県 条 例 第 七 +七 号  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ

二項 中 記 録 を VI う。  $\mathcal{O}$ 下 第 +条 及  $\mathcal{U}$ を 加 え る

条第 号 中 記 述等  $\mathcal{O}$ 下 に \_ 文 書、 义 画 若 は 電 磁 的 記 録 に 記

さ

項を 照合することができ、 いう。 < 次 は 条第二項にお 記録され、 それ 又は 1 て同じ。 音声、 により」 動作その  $\smile$ に 改  $\sqsubseteq$ を加え、 める。 他  $\mathcal{O}$ 方法を用 照 合す V ることに て 表され ょ た り、 \_\_ 切  $\mathcal{O}$ 

1

附

則

 $\mathcal{O}$ 条 例 は、 平 成 三 十 九 年 五 月三十 日 カュ ら施行する。

2 機関が とする。 定する 条例第十三条第  $\mathcal{O}$ (以下この あら 適用に 部を改正  $\mathcal{O}$ 要配 か 保 条 有 例 0 する条例 項に の施  $\emptyset$ 慮 11 L 個 て て は、 とあ V お 行 人情報を含 項 第 る同条第九  $\mathcal{O}$ 11 同 際 て る (平成二十九年埼玉 項 五号 現に  $\mathcal{O}$ 改正 中 は こむもの 第 に 保有 埼 一条の 規定する記録情報に改正 項に規定する個 後の条例」 玉 県 L に 規定に ようとする」とあ 個 9 V 人 情 県  $\mathcal{T}$ と 条例 0) 報保護条例 V ょ う。 改正後の 人情報ファ る改正後の 第  $\smile$ 第二条第一 る 後 及 条例第十三条第一項の び埼玉  $\mathcal{O}$ 1 埼 の条例第二条第四項に規 は ル 玉 「保有 であ 県 の施行後遅滞なく」 県 項に規定する 個 情報 人情 0 て、 7 公開 報保 いる」と、 改 正 条 護条 例の 規定 後 実施  $\mathcal{O}$ 

九 年二月二十日 提出

埼 玉 県 知 事 上

田 清

司

提 案 理 由

 $\mathcal{O}$ 個 案を提 情 報 出するも  $\mathcal{O}$ 保 護に 関  $\mathcal{O}$ である。 す んる法律 等  $\mathcal{O}$ 改 正 を踏まえ、 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備 を た VI  $\mathcal{O}$ で、

#### 第二十三号議案

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例

埼玉県医療施設耐震化基金条例(平成二十一年埼玉県条例第六十七号)は、 廃 止

する。

附 則

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼 玉 県 知

埼玉県医療施設耐震化基金を廃止したいので、

この案を提出するものである。

提

案

理

由

事

上

田 清

司

第二十四号議案

埼玉県地域医療再生基金条例(平成二十一年埼玉県条例第六十八号)埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例 は、 廃止す

る。

附 則

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事

上

田

清

司

提

案

理

由

埼玉県地域医療再生基金を廃止したいので、 この案を提出するものである。

#### 第二十五号議案

玉 県手 数 料 条 例 及 び 埼 玉 県 証 紙 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る 条 例

埼玉県手数料条例の一部改正)

正する 一条 玉 県 手 数 料 条 例 平 成 十二 年 埼 玉 県 条 例 第 九 号  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改

号」 六十 七 改 三号 に 改 を 中  $\otimes$ + 同条第二十 七十三号 九 第 第六十 同条第二十二号 中 七 +· 号 \_ 九号 第 六 六 に 号中 を + 改 に 六号」を め、 「第七十二号」 中 改 「第七十 め、 同条第二十五号中 「第六十九号」 「第六十 同 五. 条第二十 号」 に改 八 を 号  $\emptyset$ を 「第 \_\_\_ 号 中 「第七· 「第七十 七十 同条第二十 改 「第六 七 十二号」 号 一 号 同 条 ·四号中 八号」 第 を 改 に <u>-</u> 十 改  $\Diamond$ を 第七 8 <del>.</del> 무 「第 同

項 を 加 号 号 び を を 8  $\mathcal{O}$ 第二号 同 第百十 条第 第十 る書類 号金 号を <u>^</u> 削 号 1 次 え (2)表 百 り を 同 類 都 六 一号イ 同 号 額 次 同 を 号 条第二号イ」 を 市 項 を  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 口 一号イ」 「書類」 整備部 第百十 第百号 中 欄 第 下 同 第 伞 (2) を 百十 号 7 項 を「第百 イ に -成二十 第百 第百 を + 知 に、 又は 一号と 条第 第 事 に改 四号 ハ、  $\mathcal{O}$ 加  $\mathcal{O}$ 項第一 八 が 下 十三号と え 兀 六号 条第 とし これ 号 第百 め、 第 に 一号 る。 八年経済産 別 第 12 金 1六号 号中 第八 同項 額 条 定 百 に 金 又 イ \_ んはこ 類す 第 (2)号 め 同 額  $\mathcal{O}$ L 八 同 (第五号 項 号 項 欄 る ハ及  $\mathcal{O}$ 一号イ(2)」に改 イ 第百 条第 業省 第 欄 れ に (1) ŧ 同 金 第 る イ」を「第百六号 び第百 書類 に 百七号中 改 項第 額 口  $\mathcal{O}$ 百 一 号 類す \_ 8 を +中 兀  $\mathcal{O}$ 一号イ に 玉 「第十 を 欄 号 لح 百 イ 改め る書類 加 九号 +第 土交通省令 中 同 口 (1) え、 号 一号 九十八号ハ、 及 第 て -条 第 を 知事 め、 平 中 び を同項第百 を 第百 百八 ハ 同 「書類 第 「第十条第一 同号を 成二十七 が 号 金 第八条第二号 一号イ(1)」に 号金 八号 額 第 百 別 に 7 + に 改  $\mathcal{O}$ 知 同 項第百 欄 め、 額 定 第百 1 同項第百十号とし 事 十二号と  $\mathcal{O}$ \_ 年 号 下 8 が イ  $\mathcal{O}$ 法律 \_ 第 号 イ 別 に 金 る 同 四号 を に、 八号と に定め 八条第二号 Ł 項第百十一 イ 第 第 0 又はこれ ハ  $\mathcal{O}$ (<u>i</u>) に、 五. 及び 百六 を を 十三号) るも 八条第 第百 同 口 第 第 号 項 加 え に 百 百 同 イ 百 改 及 中

百 能 る法 ネ 九  $\mathcal{O}$ 向 ギ 律 上に 平 消 物 成二 関 費  $\mathcal{O}$ す 工

適 消 ネ 建合 費 ル ギー性 性 能判 能

判 イ (1) 第 関 す 建 項 る 築 法  $\mathcal{O}$ 物 物 律 規  $\mathcal{O}$ 第 工 定 工 十二条 ネ 12 ネ ル ょ ル る ギ ギ 第 場 消 合 \_ 消 費 項 費 性 又 性 は 能 能 第十 基準  $\mathcal{O}$ 向 等 上 を 条 に

十七万千円以上二千平方メートル未満のもの		
□ 床面積の合計が三百平方メートル		
未満のもの 十万二千円		
○ 床面積の合計が三百平方メートル		
区分に応じそれぞれ次に定める額		
める基準に適合するもの 次に掲げる		
定める省令第一条第一項第一号ロに定		
② 建築物エネルギー消費性能基準等を		
トル以上のもの 百二万四千円		
の八十九万八千円		
以上二万五千平方メートル未満のも		
田 床面積の合計が一万平方メートル		
七十五万九千円		
以上一万平方メートル未満のもの		
四 床面積の合計が五千平方メートル		
六十一万六千円		
以上五千平方メートル未満のもの		
三 床面積の合計が二千平方メートル		
四十三万二千円		
以上二千平方メートル未満のもの		
二 床面積の合計が三百平方メートル		
満のもの 二十六万七千円		判定
いて同じ。)が三百平方メートル未		消費性能適合性
う。以下この号及び第百十五号にお		築物エネルギー
算定方法によって算定したものをい		規定に基づく建
○ 床面積の合計(知事が別に定める		しくは第三項の
める額		十三条第二項若
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定		は第二項又は第
一号イに定める基準に適合するもの		条第一項若しく
国土交通省令第一号)第一条第一項第		十三号)第十二
《料 定める省令(平成二十八年経済産業省・	定手数料	十七年法律第五
_	-	

の 四十四万九千円
以上二万五千平方メートル未満のも
国 床面積の合計が一万平方メートル
三十七万九千五百円
以上一万平方メートル未満のもの
四 床面積の合計が五千平方メートル
三十万八千円
以上五千平方メートル未満のもの
三 床面積の合計が二千平方メートル
二十一万六千円
以上二千平方メートル未満のもの
二 床面積の合計が三百平方メートル
未満のもの 十三万三千五百円
○ 床面積の合計が三百平方メートル
区分に応じそれぞれ次に定める額
める基準に適合するもの 次に掲げる
定める省令第一条第一項第一号イに定
(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を
第三項の規定による場合
関する法律第十二条第二項又は第十三条
建築物のエネルギー消費性能の向上に
トル以上のもの 五十一万円
の四十三万五千円
以上二万五千平方メートル未満のも
毎 床面積の合計が一万平方メートル
三十六万二千円
以上一万平方メートル未満のもの
四 床面積の合計が五千平方メートル
二十七万七
以上五千平方メートル未満のもの
三 床面積の合計が二千平方メートル

口

(2)(六) (<del>Ti</del>)  $(\equiv)$  $(\underline{\phantom{a}})$ (四) 区分に応じそれぞれ次に定め める基準 定める省令第一条第 未満 以上二万五千平方 以 以上五千平方メー 以上二千平 建 上一 床面 床面 築物 ル 床 床 床 ル 床 面  $\mathcal{O}$ 以 面 面 面 万平 上 積 積 積 積 に適合するもの 工 上 積 ネ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 方メ ŧ ŧ, 合計が二万五千平方 合 方メ ル 合 合計が二千平方 合 合計が三百平方メ ギー I 計 が 計 計  $\mathcal{O}$ が五千 二十一万七 が三百平方 可項第 トル 消 メ 一万平方メ 1 十三万八千五百 二 十 五 費性 ル未満 五.十 ル 八万五千 · 平 方 未満 未満 次に 能基 ル 十八 一万二千円 千五 未満 万  $\mathcal{O}$ メ  $\mathcal{O}$ メ  $\mathcal{O}$ メ 五. 五千 万千円 万千円 準等 五. 掲 ŧ ロに 0 百 百 げ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 円 円 ŧ ル 円 円 定 ル ル ル

号とする。 に掲げる場合を除 知 事が 別 表 別に 都 市 定め 整 備 るもの」を加え、 部  $\mathcal{O}$ 項第百五  $\overline{\phantom{a}}$  $\sqsubseteq$ を加え、 号中 同 「書類」 号金額 同欄 口 の 欄 に次  $\mathcal{O}$ 下に 口 0 中 ように加え、 「又はこれに類する書類と 「非住宅建築物」 同号を同項第百七 の下に「  $\widehat{(5)}$ て

- (5)事 定める額 が 住宅用途を含む建築物 別に定め る場合に限る。 の住宅用途以 次 12 掲 外の げ る 部 区分に 分及び非住宅建築物 応じそれぞれ 次 次(知
- 床面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平方 メ  $\vdash$ ル 以 内  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 兀 万五千 五. 百 円
- (\_\_\_) ŧ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平方メ  $\vdash$ ル を超え二千平方 メ 七万九千 ル 以 内 円  $\mathcal{O}$
- $(\equiv)$ 床面 積  $\mathcal{O}$ 合計が二千平方メ ル を超え五千平方メ 1 ル 以 内

(四) ŧ ŧ 床  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 五千平方 メ ルを超え一万平方メ 十二万 七 万千五 九 1 千五 ル 以

(<u>Fi</u>) 内  $\mathcal{O}$ 床 £ 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 が <del>--</del> 万 平方 メ 1 ル を超え二万五千平方 二十万七千 メ ル 円 以

百

円

内

 $\mathcal{O}$ 

百

円

(六) 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が二万 五千平 方 メ ル を超えるも

二十四万三千円

と 掲 を を 第 ギ げる場 する。 質 別 乊又 項  $\mathcal{O}$ 確 表 は び 使 保 都 第 用 市 合を除 登  $\mathcal{O}$ 百 れ 整  $\mathcal{O}$ 促 に類す 建築物 七 進 合 号」 理化 等 部  $\mathcal{O}$ に改 調 等 関 る書類とし 項 第百四 査機 に す を加え 8 関 る 関 す 法 が Ź 同号 号 律 を同 て 作 法 第 知事が 成 五 同欄 金額 律 したも 条第 項第百六号 昭  $\mathcal{O}$ 口 別 和 次 に定め 口  $\mathcal{O}$ Ŧī. 項 中 に +0  $\mathcal{O}$ 限 兀 登 ように 非 る。 年法 る 録 住 住 ŧ 第百 加え、 宅 0 宅 律 同 建築物 :第四十 性 項第百三号中 五号 に、 能評価 同号を同 · 九 号) 12 及び 機関 の下に「(5)に お 11 第七 項第百五号 第百 又は 7 住 同じ。)」 五号」 エネ 宅

(5) 定める 事 が 住 宅用 別 に 定め 途を含む建 る場合 12 築 限る。 物  $\mathcal{O}$ 住 宅 用 途以 次 に 掲 外 げ  $\mathcal{O}$ 部 る 区 分及 分に び 非 応じそれ 住宅建 ぞれ 築 物 次に 知

 $\left( \longrightarrow \right)$ 床面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平方 メ 1 ル 以 内  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 万 千

Ł 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平方 メ  $\vdash$ ル を超え二千平 方 メ <del>Ť</del>. 万 ル 以 千 内  $\mathcal{O}$ 

 $(\equiv)$ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が二千平方 メ  $\vdash$ ル を超え 五千平方 メ 内  $\mathcal{O}$ 

(四) ŧ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 五千平方 メ 1 ル を超え一 万平 方メ <del>--</del> 五万 ル 九 内 千  $\mathcal{O}$ 円

ŧ  $\mathcal{O}$ 三十 兀 万三千 円

(五) 内 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が \_\_\_ 万 平方 メ 1 ル を超え二万五千平 方 メ 万 兀 千 ル 円 以

四十八万六千円

項第 金 額 別  $\mathcal{O}$ 表 都 市 口 整 「第 備 を 九 部 第  $\mathcal{O}$ 百 項 八 号 号 中 金 金 第百二号を第 口 イ 12 を 百 改 兀 第百 号  $\emptyset$ 同号を 号 L 金額 第 同  $\mathcal{O}$ 百 欄 項第百二号と 号 イ を 第百三号と 第九 同 項 号 中 同

第九十六号を第九十八号とし、第三十五号から第九十五号までを二号ずつ繰り下 口中 イ 中 第九十九号を第百一号とし、第九十八号を第百号とし、同項第九十七号金額の欄 第三十四号の次に次の二号を加える。 「第九十九号」を「第百一号」に改め、同号を同項第九十九号とし、同「第九十九号」を「第百一号」に、「第百号」を「第百二号」に改め、 同項中 同欄

	200	
	数 料	
	可申請手	対する審査
	の特例許	の許可の申請に
	最高限度	最高限度の特例
	の高さの	建築物の高さの
	る建築物	の規定に基づく
	内におけ	第二項ただし書
	誘導地区	法第六十条の三
十六万円	特定用途	三十六 建築基準
	料	
	申請手数	
	特例許可	する審査
	低限度の	許可の申請に対
	面積の最	低限度の特例の
	又は建築	は建築面積の最
	の容積率	築物の容積率又
	る建築物	規定に基づく建
	内におけ	第一項第三号の
	誘導地区	法第六十条の三
十六万円	特定用途	三十五 建築基準

別表都市整備部の項に次の一号を加える。

① 床面積の合計が三百平方メートル未	軽微変更	則(平成二十八
応じそれぞれ次に定める額	確保計画	する法律施行規
基準に適合するもの 次に掲げる区分に	消費性能	性能の向上に関
める省令第一条第一項第一号イに定める	ネルギー	エネルギー消費
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定	建築物工	百十五 建築物の

二万五千平方 末面積の合計が一万平方 末面積の合計が一万平方 末面積の合計が二万五千平方メートル未満の合計が二千平方 下面積の合計が三万五千平方メートル未満の合計が二千平方 二千平方メートル未満の合計が二千平方 一万五千平方の合計が二千平方 二十一万平方の合計が二千平方の一次に定める額 十三百平方 二十一万平方の一方平方の一方平方の一方平方の一方平方の一方平方の一方平方の一方平方の		
上一万平方メートル未満のもの  4 床面積の合計が五千平方メートル以		対する審査
三十万八千円		の交付の申請に
上五千平方メートル未満のもの		とを証する書面
3 床面積の合計が二千平方メートル以		該当しているこ
二十一万六千円		く軽微な変更に
上二千平方メートル未満のもの	請手数料	条の規定に基づ
2 床面積の合計が三百平方メートル以	書交付申	第五号)第十一
満のもの十三万三千五百円	該当証明	年国土交通省令
_	_	_

(6)ル 以上 床面  $\mathcal{O}$ 積 Ł の合計  $\mathcal{O}$ が二万五千平方 二十五万五千円 メー

绮 玉 県 証 紙 条例  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

第二条 に改正する。 埼 玉県 証 紙 条 例 (昭 和三十 九 年埼 玉 県 条 例 第六十三号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう

げ を第三百八十五号と 第三百六十三号を第三百六十六号とし 表埼玉県手数料 条 Ļ 例 第三百六十四号 平 成 八十二年埼 か 玉 一県条例 ら第三百八十号までを四号ずつ繰 同号の 第 次に次 九 号)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 一号を加える 中 第三百 八 + ŋ 무 下

三百六十七 申請手数料 建築物 エネ ル ギ -消費性: 能 確保計 画軽微変更該当証 明書交付

下げ、 を第三百六十五号とし、 别 表埼玉県手数料条例 第三百五十八号を第三百六十号とし、 第三百五十九号 (平成十二年埼 玉県 カュ ら第三百六十一号ま 同号 条例第九  $\mathcal{O}$ 次 に次 号) の一号  $\mathcal{O}$ 項 で 中 を加える。 を三号ず 第三百六十二号 つ繰り

三百六十 建築物エネル ギ 消費性能 適合性判定手数料

下げ、 を第三百五十九号とし、 別 表埼玉県手数料 第二百 九 十三号 条例  $\mathcal{O}$ 次に次 第二百九十四号 (平成十二年埼玉県条例第九号) の二号を 加 から第三百五十六号までを二号ず える  $\mathcal{O}$ 項 中 第三百五十七号 つ繰り

二百九十四 特定用途誘導地 区 内 に お け る建築物  $\mathcal{O}$ 容 積率 又 は 建築面  $\mathcal{O}$ 

最低 限度  $\mathcal{O}$ 特例 許 可申 請 手数料

二百九十五 特定用途誘 導 地 区内 に お け る建築物  $\mathcal{O}$ 高 さ  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度  $\mathcal{O}$ 例

許 可 申請 手 数料

附 則

 $\mathcal{O}$ 条 例 は 平 成二十 九 年 兀 月 日 か 6 施 行す

成二十九 年二月二十 日 提出

玉 県 知 事

埼

清

田

司

上

より徴収することとしたいので、この案を提出するものである。 ギー消費性能適合性判定手数料等の額を定めるとともに、証紙による収入の方法に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネル

## 第二十六号議案

部を次

 $\mathcal{O}$ 

ように改正する。

埼玉県病院事業の設置等に関する条例 埼玉 県病院事業の設置等に関する条例 ( 昭 和  $\mathcal{O}$ 匹 一部を改正する条例 +一年埼玉県条例第六十二号)

 $\mathcal{O}$ 

号  $\mathcal{O}$  $\neg$ 別表診療及び検査の項中第五号を第六号と 四 次に次の一号を加える。 三二〇円」を「五、 兀  $\bigcirc$ に 改 め、 Ļ 第四号 同号を同項第四号と を第五号とし、 į 同 E項第三号 同項第二

三 事情がある場合に受けたも の範囲内において病院事業管理者が定め 病院が表示する診療時間  $\mathcal{O}$ 以 を除く。 外の 時間に  $\smile$ に お る け 9 る診察 ١V ては (緊急その 回につき八、 他や 、むを得な 六四〇円 V

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

-成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事

上田清

司

提案理由

る。

病院事業に係る料金を新たに設定する等したい  $\mathcal{O}$ で、 この案を提出するも  $\mathcal{O}$ であ

#### 第二十七号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

に改正する。 埼玉県学校職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十一号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のよう

第二条第一項の表を次  $\mathcal{O}$ ように改める。

	その他の職員	きいう。) ではいる でいらん かいらん かいらん でいらん でいらん でいまれる こうしん おいい かいしん かいしん かいしん いいい かいしん いいい かいしん いいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かい	かな命をがずるがいいます。	長、教頭、主	校長及び教員(副	職員種別			学校種別
人	一、 四 二 八	人	八、 一 七 九			時制の課程)	高等学校(定	及び市町村立	県立高等学校
人	四 六 五	人	三、九七六				援学校	村立の特別支	県立及び市町
人	五 〇 九	人	九、六一七					村立の中学校	県立及び市町
人	-, O 	人	六、 四 C					校	市町村立小学

#### 附 則

1 この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

2 二四二人」と、 成三十年三月三十一日までの間は、 改正後の第二条第一項の規定の適用に 九、 六一七人」とあるのは「九、七二一人」とする。 同項の 0 表中「八、一七九人」とあるのは「八、 いては、平成二十九年四月一日から平

平成二十九年二月二十日提出

玉 県 知

上

田 清

司

諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、教職員が県費負担教職員から除外されることに伴い、並びに高等学校及び義務教育市町村立学校職員給与負担法の一部改正によりさいたま市の義務教育諸学校等の この案を提出するものである。

提

案

理

由

#### 第二十八号議案

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例

うに改正する。 埼玉県美術作品取得基金条例 (昭 和五十四年埼玉県条例 第四号)  $\mathcal{O}$ 部を次 のよ

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(処分)

第六条 知事は、  $\mathcal{O}$ 定めるところにより、 一部を処分することができる。 財政上特に必 基 金  $\mathcal{O}$ 要が 目的を妨げない範囲内において、 あ ると認 8 るときは、 \_ 般会計歳入歳出予算の 基金に属する現金

2 が減少するも 前項の規定による処分が行われたときは、 のとする。 基金の 額は、 その 処分額に相当する

附則

Jの条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

成二十九年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 上

田

清

司

提案理由

るものである。 埼 玉県美術作品取得基金の 部を処分できることとしたい ので、 この案を提出 す

第二十九号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

ように改正する。 埼玉県地方警察職員定数条例 (昭和二十九年埼玉県条例第二十八号)  $\mathcal{O}$ 一部を次

を「六百八十人」に、「六千八百八十八人」を「六千九百二十六人」に、 第二条第一項第一号中「二 百八 十七人」を 「二百八十九人」に、

「六百七十七人」

「三千六

 $\mathcal{O}$ 

附則

百八人」を「三千六百二十九人」

に改める。

」の条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年二月二十日提出

埼玉県知事

田清

司

上

提案理由

警察事務 の増大に伴い 警察官の 階級別の定数を改定したい ので、 この案を提出

するものである。